

川辺町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の4つの保育事業を市町村が認可することとし、地域型保育給付の対象としています。この認可の基準については、新制度に伴い改正された児童福祉法第34条の16の規定により、国の基準に基づき市町村が条例で定めることとなりました。

○小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）

- ・比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下で、きめ細かな保育を実施する。
- ・設備要件に応じて類型をA型、B型、C型に定め、C型は利用定員を6人以上10人以下としている。

○家庭的保育事業（利用定員5人以下）

- ・小規模保育事業より利用定員が少なく、家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する。

○居宅訪問型保育事業

- ・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本としてきめ細かな保育を実施する。

○事業所内保育事業

- ・事業主等が従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供し、実施する。

家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準に係る町の考え方

国で定められた基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、基準（案）においては、国に定める基準と同様の内容となっています。

<参考>「従う」と「参酌」について

「従う」・・・「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

「参酌」・・・「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

川辺町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準案

項目	国の示す基準	本町の基準	基準類型
各家庭的保育事業等に共通の事項	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	従う
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。		
	その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。		
	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	参酌
家庭的保育事業	家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。 ・保育を行う専用の部屋（9.9㎡以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積））を設けること ・衛生的な調理設備及び便所を設けること ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可）があること ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	参酌 （調理設備に係る基準は「従う」）
	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	従う
	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。		
	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。（小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様）	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	参酌

項目	国の示す基準	本町の基準	基準類型
家庭的保育事業	家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。（小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様）	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	従う
小規模保育事業	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上であること）、調理設備及び便所を設けること。	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。			
満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊技場（1人につき3.3㎡以上であること）（代替地含む。）、調理設備及び便所を設けること。			
満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室（1人につき3.3㎡以上であること）、屋外遊技場（1人につき3.3㎡以上であること）（代替地含む。）、調理設備及び便所を設けること。			
小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。	従う
小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人	小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人		
小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。		

項目	国の示す基準	本町の基準	基準類型
小規模保育事業	<p>小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。</p> <p>①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人</p> <p>小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。</p> <p>小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。</p>	<p>国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。</p> <p>国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。</p>	<p>従う</p> <p>-</p>
居宅訪問型保育事業	<p>居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。</p> <p>居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。</p>	<p>従う</p>

項目	国の示す基準	本町の基準	基準類型	
事業所内保育事業	事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	国の基準案と町の実情を検討した結果 適当であると判断したため、国の基準 を用いて川辺町の基準とした。	参酌	
	利用定員数			その他の乳児又は幼児の数
	1～5人			1人
	6人～7人			2人
	8人～10人			3人
	11人～15人			4人
	16人～20人			5人
	21人～25人			6人
	26人～30人			7人
	31人～40人			10人
	41人～50人			12人
	51人～60人			15人
	61人～70人			20人
	71人以上			20人
	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	国の基準案と町の実情を検討した結果 適当であると判断したため、国の基準 を用いて川辺町の基準とした。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	
	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所（利用定員20名以上）には、乳児室（1人につき1.65㎡以上であること）又はほふく室（1人につき3.3㎡以上であること）、医務室、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設ける。			
	満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊戯室（代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること）、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。	国の基準案と町の実情を検討した結果 適当であると判断したため、国の基準 を用いて川辺町の基準とした。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	
	保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。	国の基準案と町の実情を検討した結果 適当であると判断したため、国の基準 を用いて川辺町の基準とした。	従う	
	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。			

項目	国の示す基準	本町の基準	基準類型
事業所内保育事業	<p>小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあった場合、調理員を置かないことができる。</p> <p>小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。</p> <p>①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人</p>	<p>国の基準案と町の実情を検討した結果適当であると判断したため、国の基準を用いて川辺町の基準とした。</p>	従う